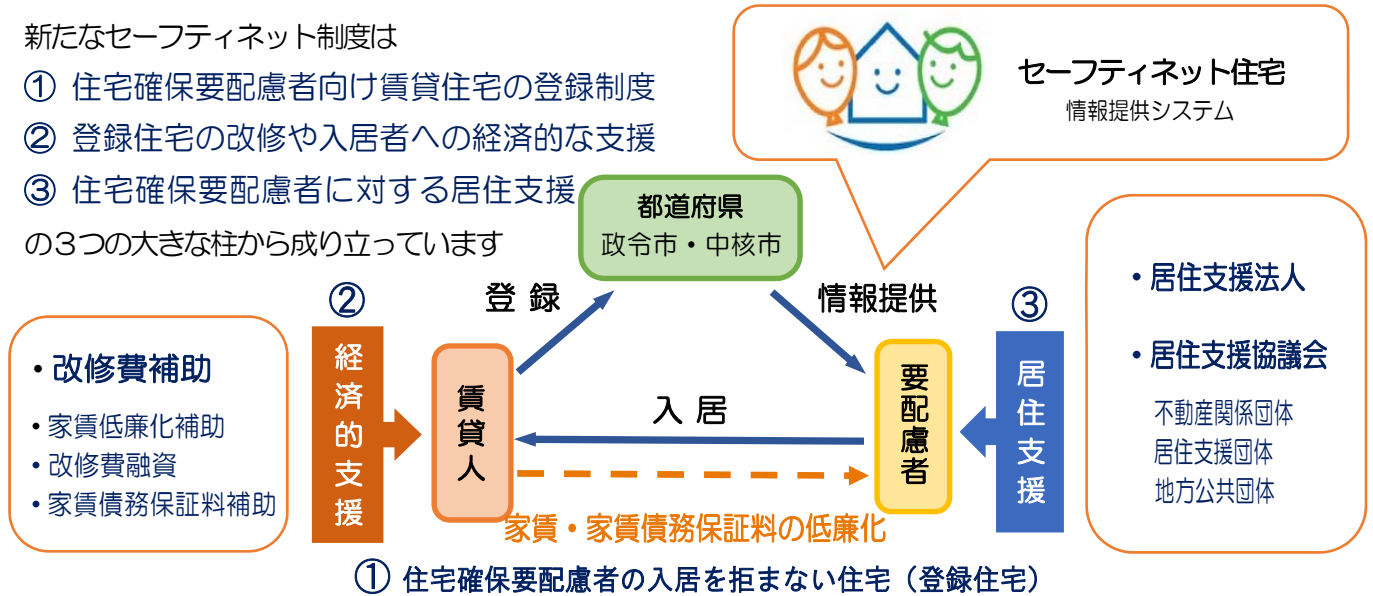


# 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業

## 新たな住宅セーフティネット制度について

新たなセーフティネット制度は

- ① 住宅確保要配慮者向け賃貸住宅の登録制度
  - ② 登録住宅の改修や入居者への経済的な支援
  - ③ 住宅確保要配慮者に対する居住支援
- の3つの大きな柱から成り立っています



## まずは住宅確保要配慮者の専用賃貸住宅として登録を行ってください

登録は入居者が下記のいずれかに該当する者であることが必要です。

高齢者世帯・障害者世帯・子育て等世帯・新婚世帯・被災者世帯・外国人世帯  
収入が15万8千円以下の者・賃貸住宅供給促進計画に定める者

※住宅の構造・設備・面積等については登録基準がありますので登録窓口にご確認ください。

- ・登録については地方公共団体（都道府県等）の担当窓口へご相談ください。
- ・地方公共団体の担当窓口は「セーフティネット住宅情報提供システム」のホームページをご覧ください。  
ホームページ <http://www.safetynet-jutaku.jp>

## 住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業について

住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業とは、住宅に困窮する子育て世帯や高齢者世帯等の住宅確保要配慮者の増加に対応するため、民間賃貸住宅や空き家を活用した住宅確保要配慮者円滑入居賃貸住宅の登録制度を内容とする新たな住宅セーフティネット制度の創設に合わせ、緊急的な供給促進を図るため、住宅確保要配慮者専用賃貸住宅の整備に要する費用の一部を補助するものです。

### 補助額

住宅確保要配慮者専用住宅の整備に係る改修工事

に要する費用の1/3以内の額

（補助限度額：50万円/戸）

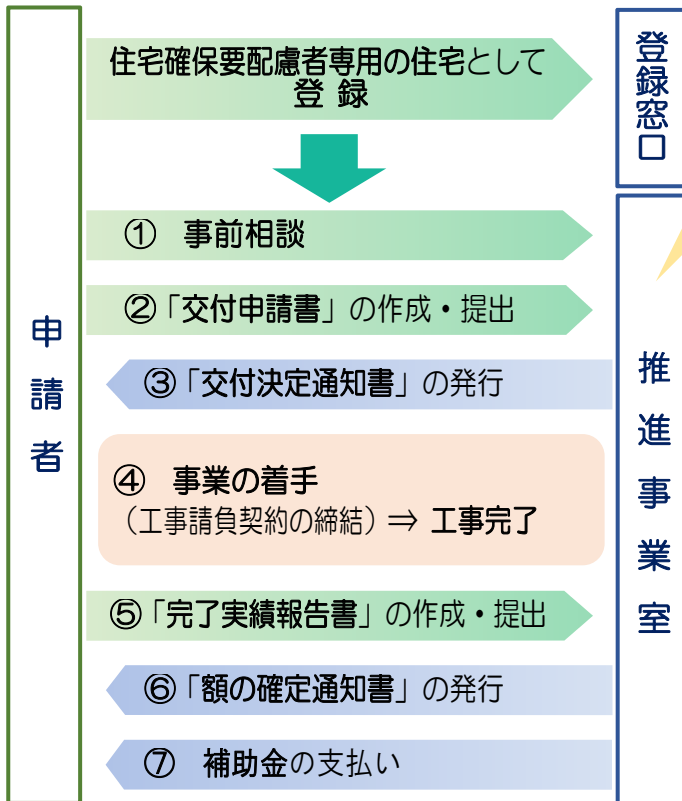
耐震改修工事、共同居住用住居に用途変更するための工事  
又は間取り変更工事を実施する場合は

50万円/戸を加算

### 補助対象工事

- ・バリアフリー改修工事
- ・耐震改修工事
- ・共同居住用に用途変更するための改修工事
- ・間取り変更工事
- ・居住のために最低限必要と認められた工事
- ・居住支援協議会が必要と認める改修工事
- ・調査設計計画（インスペクションを含む）

## 手続きの流れと事業要件



※ 調査設計計画(インスペクションを含む)についての補助申請を行う場合は、住宅確保要配慮者専用住宅の登録前に交付申請を行うことができます。

### 主な事業要件

\*住宅確保要配慮者専用の住宅として  
**10年以上登録**するものであること。

\*入居者の家賃が以下の額を超えないこと。  
51,900円 × 市町村立地係数  
※市町村立地係数については住宅確保要配慮者専用賃貸住宅改修事業のホームページをご確認ください。

\*入居者が**住宅確保要配慮者**であること。



■ 詳しくは スマートウェルネス住宅等推進事業室のホームページをご覧ください

スマートウェルネス住宅等推進事業室

申請についてのお問い合わせ先

ホームページ : <http://snj-sw.jp>

メールアドレス : [snj@swrc.co.jp](mailto:snj@swrc.co.jp)

TEL : 03-6265-4905

FAX : 03-6268-9029